平成２６年（ラ）第７０８号　債権差押命令申立却下決定に対する執行抗告事件

（原審・東京地方裁判所平成２６年（ル）第６０４号）

決　　定

[redacted]

抗告人（債権者）　[redacted]

代理人弁護士　荒井哲朗

同　浅井淳子

同　太田賢志

同　佐藤顕子

同　五反章裕

同　見次友浩

同　磯雄太郎

東京都[redacted]

相手方（債務者）　[redacted]

東京都千代田区丸の内一丁目３番３号

第三債務者　株式会社みずほ銀行

代表者代表取締役　佐藤[redacted]

主　　文

１　本件抗告を棄却する。

２　抗告費用は，抗告人の負担とする。

理　　由

第１　抗告の趣旨及び理由

本件抗告の趣旨及び理由は，別紙「執行抗告状」（写し）記載のとおりである。

第２　事案の概要

１　本件は，抗告人が，抗告人の相手方に対する金銭債権を表示した債務名義に

東京高等裁判所

よる強制執行として，相手方の第三債務者に対する預金債権の差押えを求める申立て（以下「本件申立て」という。）をした事案である。抗告人は，その申立書において，差し押さえるべき債権（以下「差押債権」という。）として，相手方が第三債務者に対して有する預金債権（ただし，差押命令送達の日の７日後（差押命令の送達がされた次の週の同一曜日。同日が休業日であるときにはその翌日。）の午前１０時に有する預金債権）につき，複数の店舗に預金債権があるときは，差押命令送達の時点で預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権，当該店舗の預金債権については，先行の差押え又は仮差押えの有無，預金の種類，口座番号等による指定の順序で同目録記載の金額に満つるまでとしている。

２　原決定は，本件申立ては差押債権の特定を欠き不適法であるとして，本件申立てを却下したため，抗告人が執行抗告をした。

第３　当裁判所の判断

１　当裁判所も，本件申立ては，民事執行規則１３３条２項の求める差押債権の特定を欠く不適法なものであるから却下すべきであると判断する。その理由は，次のとおりである。

２　民事執行規則第１３３条２項の求める差押債権の特定とは，債権差押命令の送達を受けた第三債務者において，直ちにとはいえないまでも，差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに，かつ，確実に，差し押さえられた債権を識別することができるものでなければならないと解するのが相当であり，この要請を満たさない債権差押命令の申立ては，差押債権の特定を欠き不適法というべきである。債権差押命令の送達を受けた第三債務者において一定の時間と手順を経ることによって差し押さえられた債権を識別することが物理的に可能であるとしても，その識別を上記の程度に速やかに確実に行い得ないような方式により差押債権を表示した債権差押命令が発せられると，差押えの効力が生じた債権の範囲を

的確に把握することができないこととなり，第三債務者はもとより，競合する差押債権者等の利害関係人の地位が不安定なものとなりかねないから，そのような方式による差押債権の表示を許容することはできないというべきである（最高裁平成２３年（許）第３４号同年９月２０日第三小法廷決定・民集６５巻６号２７１０頁参照）。

3 (1) 本件申立てにおける差押債権の表示は，原決定別紙差押債権目録記載のとおり，「相手方が第三債務者に対して本命令送達の日の７日後（本命令の送達がされた次の週の同一曜日。同日が休業日であるときにはその翌日。）の午前１０時に有する下記預金債権のうち，下記の記載する順序に従い，頭書金額に満つるまで」とした上で，第１順位として，「複数の店舗に預金債権があるときは，本差押命令送達の時点で預金債権額合計の最も大きな店舗の預金」とするものである（以下，この店舗を「預金額最大店舗」という。）。そして，抗告人は，別紙「即時抗告状」（写し）記載のとおり，本件申立てが，差押えの効果が送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない方策として，預金額最大店舗を確定することに一定期間を要すること，その期間に預金額が変化する可能性があることに配意し，差押債権（預金額最大店舗）の検索・特定を終了させなければならない時間を，差押命令送達時から相当期間与え得るような手当をすることとして，時間的接着性を解消する手当をしたものであるにもかかわらず，本件申立てを却下するのは，このような実質と意義を看過するものであって失当である旨主張する。

(2) しかしながら，本件申立てに係る差押えの場合であっても，差押えの効力自体は，第三債務者に対する債権差押命令の送達の時点で直ちに生ずべきものであるから（民事執行法１４５条４項参照），相手方が第三債務者に対して有する預金債権のうちのどの預金債権が差し押さえられたのか（換言すれば，処分禁止や弁済禁止の効力が及び，あるいは，差押えの競合の有無の判断を要することとなるのはどの預金債権か）を識別するためには，この送達

の時点において，相手方の預金債権が第三債務者の複数の店舗にあるか否か及び複数の店舗がある場合にはどの店舗が預金額最大店舗に該当することになるかを特定する必要があることになる。そうすると，大規模な金融機関である第三債務者において，すべての店舗のすべての預金口座を対象に，相手方の預金口座の有無を検索した上，該当店舗及び預金口座ごとに債権差押命令の送達の時点における預金残高の有無及び複数の預金口座があるときはその合計額を調査・把握し，相手方の預金債権がある店舗の有無及びどの店舗が預金額最大店舗に該当するかを判定しなければならず，この作業が完了しない限り，差押えの効力が及ぶ預金債権が確定しないことになるが，第三債務者においてこのような作業を直ちに完了することが可能であるとは認められない。したがって，本件申立てにおける差押債権の表示によっては，債権差押命令の送達を受けた第三債務者において，差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに，かつ，確実に，差し押さえられた債権を識別することができるものでなければならないという要請を満たすものということはできないから，本件申立ては，差押債権の特定を欠き不適法というべきである（なお，最高裁平成２４年（ク）第１３４１号，同年（許）第４６号同２５年１月１７日第一小法廷決定参照）。

(3) なお，抗告人は，前記(1)のとおり，本件申立ては，差押債権（預金額最大店舗）の検索・特定を終了させなければならない時間を差押命令送達時から相当期間与え得るような手当をしたものである旨主張する。確かに，本件申立てによるときは，差押えの効力が及ぶ預金債権につき，その金額という点に限れば，特定された預金額最大店舗における相手方の預金債権について第三債務者に対する債権差押命令の送達の日の７日後の午前１０時の時点における金額を確定すれば足りるのであって，この金額の確定自体は，第三債務者において，速やかに，かつ，確実に行うことが可能であるものと解される。しかしながら，上記金額を確定するためには，まずもって，差押えの効

力が及ぶ預金債権があることになる店舗又は預金額最大店舗を特定しなければならないところ，その特定は，前記のとおり，民事執行法１４５条４項の規定に従い，第三債務者に対する債権差押命令の送達の時点において行われることを要する。しかるに，この特定のために相当期間を付与するというような手当をすることは，上記規定の趣旨と相容れないものというべきである。

４　また，抗告人は，本件申立てに先立って，弁護士法２３条の２に基づき，第三債務者に対し，本件申立てのために必要であることを明記して相手方の預金口座の取扱店舗や預金残高等を照会したにもかかわらず，第三債務者の応答はこの照会に応じないという違法なものであったから，差押債権の特定を欠くなどとして本件申立てが却下されることになれば，法秩序全体を支配する価値である公平に悖るといわなければならない旨主張する。

しかしながら，民事執行規則１３３条２項の求める差押債権の特定がされているか否かは，差押債権目録の記載自体によって判断すべきであるから，第三債務者の上記対応をもって，本件申立てにおける差押債権の表示が許容されるということはできない。

そして，抗告人のその余の主張を考慮しても，本件申立ての差押債権が特定しているとはいえない。

５　以上によれば，本件申立ては，差押債権の特定を欠き不適法であるといわなければならず，却下を免れない。

第４　結論

よって，本件申立てを却下した原決定は相当であり，本件抗告は理由がないから棄却することとして，主文のとおり決定する。

平成２６年６月３日

東京高等裁判所第１１民事部

裁判長裁判官　瀧　澤　　泉

裁判官　寺　本　昌　広

裁判官　松　田　典　浩

東京高等裁判所

（別　紙）

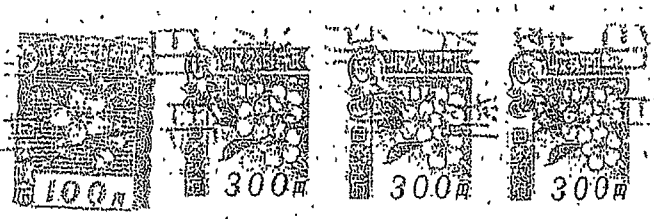


# 執行抗告状

平成２６年３月１２日

東京高等裁判所　御中

抗告人（債権者）代理人弁護士　荒　井　哲　朗
同　浅　井　淳　子
同　太　田　賢　志
同　佐　藤　顕　子
同　五　反　章　裕
同　見　次　友　浩
同　磯　雄　太　郎

当事者の表示　　当事者目録記載のとおり

原決定の表示

事件番号　東京地方裁判所平成２６年（ル）第６０４号
　　債権差押命令申立事件

決定日　　平成２６年３月１１日

告知日　　平成２６年３月１２日

主　文

１　本件申立を却下する。

２　申立費用は債権者の負担とする。

| | |
|---|---|
| 収入印紙 | 1070円 |
| 郵便切手 | 4420円 |
| 備考 | |

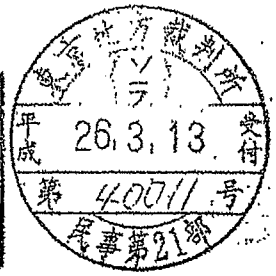


抗告の趣旨

１　原決定を取消す

２（１）抗告人の原決定別紙請求債権目録記載の請求債権の弁済に充てるため，相手方（債務者）が，第三債務者に対して有する原決定別紙差押債権目録記載の債権を差し押さえる

（２）相手方（債務者）は，上記（１）により差し押さえられた債権について，取立てその他の処分をしてはならない

（３）第三債務者は，（１）により差し押さえられた債権について，相手方（債務者）に対して，弁済をしてはならない

３　申立費用及び執行費用は，相手方（債務者）の負担とする

との決定を求める。

抗告の理由

第１　はじめに

本件は，預金の差押命令を巡る裁判例等の動向を検討し，差押債権を，「差押の効果が送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない」ようなものとして差押命令の発令を求めることとしたものである。

原決定は，①本申立が民事執行法１４５条４項の規定に反する，②差押債権を速やかに，かつ確実に識別することができない，として，本申立てを却下した。

しかしながら，原決定は是認できない。

その理由は以下のとおりである（原審に提出した意見書は事実上提出されたものであって主張として手続に明らかに顕出されているものではないから，意見書に記載したところを重複する部分があることをご了解いただきたい。）。

第２　原決定の誤り

１　原決定は，①本申立が民事執行法１４５条４項の規定に反するという。この点は，抗告人が原審に提出した意見書の記載に語弊があったものとも思われ，原審の非難はこの限りで正論であるが，抗告人がいわんとするところは，下記に詳述するとおり，差押債権（預金額最大店舗）の検索・特定を終了させなければならない時間を，差押命令送達時から相当期間与えうるような手当をすることとして，「時間」的接着性を解消する手当をして，第三債務

者の負担を軽減されるものとしたということである。

この観点からすると，本件申立における差押債権は，民事執行法１４５条４項には何ら抵触するものではない。

２　次に，原決定は，本申立に拠れば，残高等が将来の特定の時点にならないと判明しないとして，②差押債権を速やかに，かつ確実に識別することができない，という。この点が，本申立の許否を決定的に左右する，将来債権としての特定の有無，の問題であると思われる。

そこで，将来債権の差押えについて詳述する。本申立において差押えの対象とした将来債権が当該将来（送達の日から７日後）に存在することには，高度の蓋然性がある。預金債権についていえば，１年後のそれというのであればその存在には疑いが生じるかも知れないが，一定時期に存在するそれが７日後に存在することは，相当程度の蓋然性があることは，動かし様のない事実である。これについてまで存在の蓋然性がないということになれば，これとの均衡上，将来債権の差押などは，そのほとんどが不適法となってしまう（給与執行などは，これを嫌った債務者や第三債務者の思惑により債務者が第三債務者を退職することにより，一定期間後はその存在の可能性は相当程度低減することは訴訟実務上顕著な事柄であろう。売掛金債権なども同様であり，差押がされるのを分かっていながら漫然と取引を継続することは少ない。将来債権は，変動がその本質として予定されているものが少なくないのである。）。

定期性預金については，ある時点の７日後にこれが消滅していると考える方が常識に反することは，社会常識に照らして余にも自明の事柄である。

流動性預金についてさらに敷衍するに，本件申立は，将来債権の差押を求めるものであるところ，将来債権の差押は，法律的には債権が一つではない（発生原因が単一でない）時にも，債務者と第三債務者との間の基本契約の内容，基本契約と個別契約の関係から，社会的・経済的に債権が単一性を備

えたものとして評価されるものであるとき（いわば「得意先関係」，「取引先関係」が形成されているようなとき）には，許容される（民事執行法１５１条の継続的給付債権についての規定は包括的差押，将来債権の差押をこの類型だけに限定する趣旨のものではない。）。

本件差押債権は診療報酬債権のように第三債務者が診療行為という別異の行為を行うことを前提とするものではないし，いわゆる「得意先関係」が生じている売買，運送，請負契約等のように第三債務者が改めてそれまで反復されていた取引と同様の取引を行うことを前提とするものでもない。

そして，流動性預金債権である普通預金債権・当座預金債権は，法律上，一旦口座が開設されるとその後に発生した預金債権はそれまでに存在した預金債権と合算され，合一・単一の債権として取り扱われる性質のものである。つまり，社会的・経済的な一個性に加えて，法律的な一個性をも備えているのである。

すなわち，普通預金・当座預金は，預入期間に定めがなく，いつでも自由に引き出せる，定期性預金に対していう流動性預金である。そして，複数存在する最判によれば，かかる流動性預金については，その後の預金口座に対する入金の性質によって預金の帰属は左右されず，預金名義人に帰属するとされている。最判平成１５年２月２１日は，損害保険代理店が保険契約者から収受した保険料のみを入金する目的で開設した普通預金口座の預金債権が損害保険会社にではなく損害保険代理店に帰属すると判示し，最判平成１５年６月１２日は，債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任事務処理のため委任者から受領した金銭を預け入れるために弁護士の名義で開設した普通預金口座が弁護士に帰属すると判示し，前最判の調査官解説は，「普通預金は，いったん預金契約を締結し，口座を開設すると，以後預金者がいつでも自由に預入れや払戻しをすることができる継続的取引であり，口座に入金があるたびにその額についての消費寄託契約が成立するが，その結果発生した預金債権は，口座の既存の預金債権と合算され，一個の預金債権として扱われる

ことになる。」と指摘し（尾島明，平成１５年判決調査官解説・ジュリスト１２５６号１７７頁），これら最判について検討した「振込取引の法的構造－『誤振込』事例の再検討－」森田宏樹，中田裕康・道垣内弘人編「金融取引と民法法理」は，普通預金や当座預金のような流動性預金については，預金口座に入金または支払の記帳がなされる度ごとに，個々の債権ないし資金は特定性を失い，一個の預金残高債権という別の債権の一部に融合してしまうのであって，これらの流動性預金については「つねに一個の預金債権が誰に帰属するのかが問題となるだけ」であって，「預金債権の帰属先は，通常は預金口座の開設時における預金名義人」であると指摘している。

そして，これらの議論は，流動性預金の「帰属」に関するものであるけれども，その前提として流動性預金の法的性質，法律的一個性が説かれているのであって，流動性預金である普通預金について特定の時期における預金残高のみしか差押の対象とすることができないというのは，流動性預金の法律上の一個性の否定にもつながるものであって，流動性預金の法律的性格を見誤るものであり，上記最判とも整合しないというべきである。一つの流動性預金口座にかかる預金債権の社会的・経済的一個性が否定し得ないことは論ずるまでもない。

ところで，将来債権の譲渡は，法令・判例によって広く認められている（最判平成１１年１月２９日，同平成１２年４月２１日，同平成１３年１１月２２日などを見ると，将来債権譲渡を容認する最高裁の方向性は顕著に見て取れる。）。将来債権の差押のみが著しく限定されるというのは，これら法令等と整合せず，独自の見解に立って執行不能財産を作りだす愚を犯すものであるというほかない（なお，定期預金はもちろん，普通預金も担保に供されることがあることは金融取引実務上公知の事実である。）。また，預金の将来債権の差押えの可否については，第三債務者の負担の存否及びその程度にかからしめるべきとするのが最高裁の立場である（このことは下記に述べるほか，最決平成２４年７月２４日についての武藤貴明，岡田幸人両最高裁調査官の

解説（判時２１９１号３頁（のうち２２頁））が同決定を「事例判断である」と指摘している（預金の将来債権としての差押えそのものを禁ずる趣旨でないことが明らかである）ところにも現われている。）。

原決定は，本件申立が，「差押の効果が送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない」方策として，最決平成２５年１月１７日の原審（東京高決平成２４年１０月２４日）のいうところである，預金額最大店舗を確定することに一定期間を要すること，その期間に預金額が変化する可能性があることに配意し（もっとも，このような配慮を要するかについては上記滝澤「判批」が疑問を呈しているところである。），差押債権（預金額最大店舗）の検索・特定を終了させなければならない時間を，差押命令送達時から相当期間与えうるような手当をすることとして，「時間」的接着性を解消する手当をしたものとすることとしたものであるという実質とその意義を看過するものであって，失当である。差押命令送達時に余裕を持って預金額最大額店舗を特定しておけば，あとは，当該取扱店舗について差押命令が送達されるのと，何ら異なるところはないのである。これを否定するのであれば，差押命令の申立から一定期間を経過してから発令・送達される通常の差押命令の申立さえ，送達時には申立時から変動があるから云々として否定されなければならなくなるが，そのような帰結がおかしいことは明らかであるところ，原決定の理由付けは，これとの理論的整合性すら危うい。，

３　以上のとおりであって，本件申立を却下した原決定は，将来債権の差押に関する実務の運用とあまりにかけ離れ，最決の射程を大きく逸脱して本件申立を却下したものであって，その誤りはおよそ動かし難い。

４　調査嘱託を発せられることによる不都合の回避

ところで，抗告人には，御庁が調査の嘱託をされる場合にはこれを受け入れ，その結果に基づく差押え債権目録の補正を行う用意がある。

本件申立と同一の効果を得るには，御庁が第三債務者に対して甲１の弁護士会照会申出書の「照会事項」と同様の，第三債務者における相手方の預金口座の有無について調査嘱託を発せられ，これによって取扱支店が明らかになった場合には，当該支店を記載することによっても達することができる。この場合には，それを明示する差押債権目録に差し替えることとする。裁判所の調査嘱託に相手方が回答を拒否するということは考えにくいから，預金執行の実効性の観点から，このような方法をもご検討頂きたい。なお，調査嘱託を発せられることには法令上の制限もないことはいうまでもない（抗告人代理人が担当した事件において，事案は異なるが，債権差押命令申立事件において調査嘱託が発せられたことがある。）。

第３　本申立の意味するところ

１　はじめに

民事訴訟制度は，債務名義が実現されるということを前提に運用されており，民事執行手続の実効性が損なわれるときには，民事訴訟制度全体が機能不全に陥る。民事執行手続を時代に即して運用しないときには，法律上の根拠のない執行不能財産が作り出されることになるから，民事執行実務に携わる実務家には社会事象の変化に対応して不断かつ迅速に執行実務を変容させていく努力をすることが求められる。特に，預金という，現在の人の資産保有の大きな部分を占めるものが事実上の執行不能財産となっていることには強い懸念が共有されるべきものであろう。第三債務者となる金融機関にも，預金の受入を法によって寡占することを特別に許可されている事業者として，このような事態を解消するための実務の努力に真摯に対応するべき公的責務がある。

２　預金の差押における「特定」に関する近時の議論の背景と検討過程・実務の状況

預金債権の差押命令の申立に当たっては，取扱店舗を特定（限定）しなければならないとするのが実務の基本的取扱であり，複数の支店を限定列挙する方式を認めた決定例はいくつか見られるものの少数にとどまっており，全店一括順位付け方式（全取扱本支店を本支店番号の順位で順位付けをして「特定」する方式）を許容した決定例は皆無であった。このような実務は債権執行の無力化の大きな原因となっていたところである。

この点，差押債権の「特定」は，民事訴訟規則１３３条２項が求めるものであるが，「特定」の概念は客観的意味のそれや日本語としての一般的な意味を離れた「債権者と第三債務者どの間の利害状況を総合して第三債務者に債権者との関係で公平を失する程度の過大な負担を負わしめないための要件」という評価的概念となっている。そこで，従前試みられてきた，金月処理スキームやＣＩＦなどという金融機関側の事情の変化を論じるのみでは旧来の実務はなかなか変わらないだろうが，「公平な状況」であれば外側から「作り出せる」と着想した。そこで，差押命令の申立に先立ち，第三債務者になることが想定される銀行等金融機関に対して弁護士会照会（弁護士法２３条の２に基づく照会請求）によって債務者の預金口座の第三債務者における取扱支店等を照会し，同照会請求書には債権者が債務者に債務名義を有していることを記載し，同照会が債権差押命令の申立のために必要である旨及び回答がなされない場合には預金の取扱支店を限定しないでする差押命令の申立をせざるを得ない旨明記するという方法を試みた。そして，銀行等金融機関が「相手方の同意が確認できない」などとして回答を拒絶するような場合には，そのような応答は弁護士会照会に応じないという違法なものであるというべきであり，ひとまず「違法」であるかどうかの評価を措くとしても，いずれにしても差押債権者において取扱支店を特定（限定）できないのは，第三債務者である銀行等金融機関の応答の結果なのであるから，その不利益を債権者に帰せしめるのは公平ではなく，仮に，このような応答をしたことによってより負担や煩瑣が大きくなることがあったとしても，そのような負担や煩

瑣はそれを自招した第三債務者にこそ帰せしめられるべきであって，差押債権の特定を欠くなどとして申立が却下されることは法秩序全体を支配する価値である公平に悖るといわなければならない旨の意見を述べたのである。このような申立は抗告人代理人において平成２２年８月に一斉に行い，平成２２年８月２６日に地裁レベルで初めての発令例を得たのを皮切りに，高裁レベルでも結論を二分する大きな議論を呼んだ（抗告人代理人が把握している限度では，公刊されていないものも含めると，高裁レベルでの決定例としては，肯定例の方が否定例を上回っていたように思われる。）。

これに対しては最決平成２３年９月２０日により否定に解すべきとして実務上の対立に終止符が打たれた。しかし，民事執行制度の実効性が危殆化していることへの懸念，これを是正すべく真摯に対応するべき金融機関の不誠実な対応への非難感情は，同最決によっても消滅せず，終止符が打たれたかに見えた議論は，すぐに，預金額最大店舗方式の許容という形で再燃することとなり，これについても高裁レベルで議論が二分された。

これについては，最決平成２５年１月１７日が実質的な理由を示すことなく，例文処理により，申立を不適法とする立場を取ることを明らかにした。しかし，これに対しても強い批判が相次ぎ，法制度全体の健全性，国民感情及び「公平」に敏感な裁判官をはじめとした訴訟実務家らの納得はなお得られていない（例えば滝澤孝臣「判批」金判１４２４号１８頁ほか）。

３　否定説の指摘する不都合を回避して債権執行の実効性を確保するための検討

ところで，上記最決をはじめとするいわゆる否定説の論拠は，第三債務者の負担が過大になるのではないかという懸念があるというに尽き，それゆえ，「差押の効果が送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない」ことを求めるものである（つまり，差押債権を他の債権から識別するための「負担」ではなく，差押命令送達時からの「時間」的接着性にのみ着目している。）。

この観点からすれば，全支店列挙方式ではなく，預金額最大店舗方式を基礎とする方が，第三債務者の負担が軽減されるものと思われるから，これを基礎とし，さらに，差押債権（預金額最大店舗）の検索・特定を終了させなければならない時間を，差押命令送達時から相当期間与えうるような手当をすることとして，「時間」的接着性を解消する手当をしたものとすることとした。

① 先行する弁護士会照会

すでに知られた工夫であるが，近時の上記の議論の出発点となった着眼であり，多くの裁判所の共感を得たのはまさにこの点であるから，本件においても弁護士会照会を先行させることによって，取扱店舗を抗告人が「特定」できないことを金融機関の利益のみに汲むべき事情とすることが「公平な状況」であるとはいえないことを事実関係として前提としておきたい。

すなわち，現在の運用上「特定」の概念が客観的意味のそれや日本語としての一般的な意味を離れた「債権者と第三債務者との間の利害状況を総合して第三債務者に債権者との関係で公平を失する程度の過大な負担を負わしめないための要件」という評価的概念となっていることは上記のとおりであり，法制度全体を支配する価値である「公平」は差押債権の特定の問題を考えるに際しても重視されなければならないことはいうまでもない。

この点に着目して，本差押命令の申立に先立ち，第三債務者に対して弁護士会照会によって相手方の口座の第三債務者における取扱支店及び口座の種類，各口座の預金残高を照会し，同照会請求書には抗告人が相手方に債務名義を有していることを記載し，同照会が預金債権差押命令の申立のために必要である旨明記した。銀行には弁護士会照会に回答するべき法的義務があるというのが圧倒的大勢の理解であり，債務名義を有する債権者がその債務者の預金債権に対する強制執行手続を行うために弁護士会照会がなされたときには，預金者の個人情報・プライバシーの利益と弁護士法２３条の２の制度趣旨等を衡しても，やはり回答義務があることに現在ではおよそ異論の余地が

ない。[1]

なお，第三債務者は，金融庁の監督下にあるところ，金融庁が制定する「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」５条３項①は「法令に基づく場合」を本人の同意を得ないで個人情報を利用してはならない場合の除外事項として規定し，その例として「弁護士法第２３条の２第２項に基づく弁護士会の照会に応じる場合」を明示して挙げ，全国銀行個人情報保護協議会が制定する「個人情報保護指針」Ⅱ６（２）も「法令に基づく場合」を同じく除外し，「運用上の考え方」として，その具体例として「弁護士法第２３条の２第２項（報告の請求）」を明示して挙げているところである。

これに対して，銀行が「相手方の同意が確認できない」などとして回答を拒絶するような場合には，そのような応答は弁護士法２３条の２に基づく照会に応じないという違法なものであるというべきであり，ひとまず「違法」であるかどうかの評価を措くとしても，いずれにしても差押債権者において取扱支店を特定（限定）できないのは，第三債務者である銀行の応答の結果なのであるから，その不利益を債権者に帰せしめるのは公平ではなく，仮に，このような応答をしたことによってより負担や煩瑣が大きくなることがあっ

---

1　プライバシーに基づく守秘義務と２３条報告義務との優劣について東京高判平成２２年９月２９日判時２１０５号１１頁が説得的である。事案は，強制執行のために債務者の転居届を２３条照会をしたところ，郵便事業会社が通信の秘密（憲法２１条２項後段），信書の秘密（郵便法８条１項），「郵便物に関して知り得た他人の秘密」（同条２項），プライバシー，個人情報保護法２３条１項を理由に報告を拒絶したので，これが不法行為を構成するとして損害賠償請求訴訟を提起したものであり（原審は東京地判平成２１年７月２７日判タ１３２３号２０７頁），本判決は２３条照会の意義を高く評価し，これを郵便法上の義務や守秘義務に優越する旨明示し，「２３条照会は弁護士会が所属弁護士の照会申出を審査した上で行うものであり，このように濫用的照会を排除する制度的保障が設けられている以上，２３条照会を受けた被控訴人としては，弁護士会が濫用的照会でないことを前提として，特段の事情のない限り，当該照会に係る事案の個別事情に関する事実等を調査することなく，郵便法８条１項，２項，プライバシー，個人情報等に基づく守秘義務と２３条報告義務との優劣を判断すれば足りるものと解される。」と判示した上，「補論」として，「本件の争点に関する判断は以上であるが，本件の性質及び本件訴訟の経過にかんがみ，若干付言する。本件は，控訴人が確定判決という債務名義を得ながら，執行を免れるために住居所を変えたものと推認される債務者三好につき，その新住所地を知りたいと考えた控訴人の代理人弁護士らが，２３条照会に一縷の望みを託したにもかかわらず，それが叶えられなかったことの法的意味合いを問うものであった。被控訴人は，本件照会に対する報告を拒絶したが，それは通信の秘密を守る役割を有する機関としての責任感に基づくものであった。しかし，本件で判断したとおり，本件照会事項①ないし③（注：①転居届の有無，②転居届の提出年月日，③転居届記載の転送先）については２３条報告義務があり，これを拒絶することには正当な理由がないのである。そこで，当裁判所としては，被控訴人に対し，この判決を契機として，本件照会に改めて応じて報告することを要請したい。また，さらに，新住所という転居先に記載された情報に関しては，本判決の意のあるところを汲み，２３条照会に応ずる態勢を組むことを切に要請したいと考える。」と説示している。

たとしても，そのような負担や煩瑣はそれを自招した第三債務者にこそ帰せしめられるべきであって，差押債権の特定を欠くなどとして申立が却下されることは法秩序全体を支配する価値である公平に悖るといわなければならない。[2]

本件においては，第三債務者に対して弁護士照会をしたが，「守秘義務の観点から回答できない」旨の回答があった（甲１）。なお，申立外金融機関は同旨弁護士会照会に回答しており，３５名の預金口座の存否，存在する場合の口座開設年月日，支店名，口座番号，回答時現在の残高について，２営業日の間（照会が発せられた平成２５年７月５日は金曜日であるから，週明け月曜日である同月８日に受領されたものと考えられるところ，翌日である９日には回答が作成されている。）に，これを検索し，適切に回答しており（甲２），本件のように１人の預金名義人について７営業日以内にこれを検索することが可能であることは明らかである（常識に照らしても，上記のような証拠をもとなった現状に照らしても，このことはおよそ明らかであるが，万一この点に疑義があるとお考えになるのであれば，調査嘱託なりを発せられ，前提

---

2 このことは，例えば，東京高決平成２３年３月３０日金判１３６５号４０頁が「（申立人は）差押債権特定のために考えられる調査を尽くし，弁護士会照会によっても回答を得られなかった金融機関を第三債務者として，本件申立を行った」と，東京高決平成２３年６月２２日判タ１３５５号２４３頁が「（申立人は）第三債務者からは弁護士法２３条の２に基づく照会に対する回答を得られないために，差押債権を前記（注：全店一括順位付け方式）のように記載せざるを得ない状況にある」などと指摘するところに現れているところであり（その他，弁護士会照会がされていることを指摘する決定例として広島高決平成２３年５月３１日，東京高決平成２３年７月２０日がある。），最決平成２３年９月２０日のあとに預金額最大店舗方式を初めて肯定した東京高決平成２３年１０月２６日判時２１３０号４頁は，「（申立人は）相手方に対し法的に正当な権利を有し，民事訴訟を提起して勝訴判決を得ながら，その履行を受けられないため，相手方の預金債権の差押えを試みているのであり，しかも，弁護士法２３条の２に基づく照会の手続を経たにもかかわらず，第三債務者らが，相手方の同意がないことなど正当と認め難い理由により，相手方名義の預金の有無及び取扱店舗等を開示しなかったことから，差押債権を前記（注：預金額最大店舗方式）のように記載せざるを得ない状況にあるのである。そうすると，本件のような場合に，第三債務者らの負担が過重であることを理由に差押債権の特定を欠くとして債権差押命令の申立てを不適法とするとすれば，勝訴判決を得た債権者であっても，債務者の預金債権に対する強制執行を事実上断念させられる結果になり，ひいては民事執行の機能不全を招きかねないのであって，これが妥当性を欠くことは明らかと考えられる。」と説示し，続いて，「なお，第三債務者らにおいて，これができないというのであれば，本決定に対する抗告をし，上記の作業（預金債権額合計の最も大きな店舗が決まりさえすれば，その後の処理は，第三債務者の複数の店舗のうちの一つをその名称により個別具体的に特定して表示した場合と同様になる）にどの程度の時間及び労力を要するかを具体的に主張立証することにより，本決定の取消しを求めることが可能である。」として，全店一括順位付け方式を許容した高裁の決定例に対して金融機関がたったの一度も抗告をして自らの負担の大きさ等を明らかにしようとすることがなかったこと，にもかかわらず上記最決が金融機関の実情が不明であることをなお差押債権者の不利益にしんしゃくしていることを痛烈に批判している。

事実を確定してご判断されても良い。)。

② 「差押の効果が送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない」方策

民事執行法１４５条４項は,「差押えの効力は，差押命令が第三債務者に送達されたときに生ずる。」と規定しているが，将来債権の差押えを禁じる趣旨のものでないことは言うまでもない（民事執行法１５１条の継続的給付債権についての規定は包括的差押，将来債権の差押をこの類型だけに限定する趣旨のものではない。)。

そして，将来の一定時点の預金債権を差押の対象とすることが肯定されるべきことは，すでに試みられてきた,「差押命令送達の時から一定期間に発生する（増加する）預金部分についての包括的差押命令」の是非についての決定例群の説示するところから明らかである。

このような「包括的な」差押命令を否定した最決平成２４年７月２４日は,「本件申立てに係る差押命令を受けた銀行の負担は，相当程度大きなものといわざるを得ないのであって，社会通念及び現在の銀行実務に照らすと，その負担は，執行手続上第三者である第三債務者の負うべき負担としては，過大なものである」ことを理由とするものであり，東京高決平成２０年１１月７日判タ１２９０号３０４頁ほかも金融機関の煩瑣の問題を取り上げて差押債権の「特定」を否定し,「社会通念及び現在の銀行実務に照らすと」という前提を置いており，将来の状況の変化によってはこの種差押命令の申立でも差押債権の特定が認められ得ることを否定する趣旨ではない（笠井正俊「判批」金融・商事判例増刊１３３６号「金融・消費者取引判例の分析と展開」１８８頁同旨)。すなわち，一定期間の預貯金を将来債権として包括的に差し押さえることは金融機関に過大な負担を生じさせるから許容されないとしているのであって，将来の一時点における預貯金であれば，そのような負担は生じない（通常の差押命令の場合と質的に何ら異ならない）のであるから，否定する理由はない。なお，将来債権の差押としても許されないという考え

方もあるが，そのような理由で却下した例は皆無であるし，現に存在する預貯金が７日後に残存している蓋然性があることは疑いの余地がなく，本件のように７日後の将来の預貯金債権の差押えを否定する理由とはなり得ないことは明らかであろう。仮に存在しなければ回収できないだけのことであって特に混乱が生じるわけでもなく，存否が不確実な売掛金を執行したらこれが存在しなかった場合と同じことであるし，将来債権譲渡がほぼ無制限に立法や判例において認められる中で将来債権の差押のみが著しく限定されるというのは，これら法令等と整合せず，独自の見解に立って執行不能財産を作りだす愚を犯すものであるというほかない。さらにいえば，否定説は，特に流動性預金については社会的・経済的な一個性に加えて，法律的な一個性をも備えていること（流動性預金は，口座開設後の預金口座に対する入金の性質によっても預金の帰属は左右されず，預金名義人に帰属することは複数の最判が指摘するところである。）を看過するものというほかない。

以上の検討から，「差押の効果が送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない」方策として，最決平成２５年１月１７日の原審（東京高決平成２４年１０月２４日）のいうところである，預金額最大店舗を確定することに一定期間を要すること，その期間に預金額が変化する可能性があることに配意し（もっとも，このような配慮を要するかについては上記滝澤「判批」が疑問を呈しているところである。），差押債権（預金額最大店舗）の検索・特定を終了させなければならない時間を，差押命令送達時から相当期間与えうるような手当をすることとして，「時間」的接着性を解消する手当をしたものとすることとした。

結果，差押債権（の柱書き）は，「債務者が第三債務者に対して本命令送達の日の７日後（本命令の送達がされた次の週の同一曜日。同日が休業日であるときにはその翌日。）の午前１０時に有する下記預金債権のうち，下記に記載する順序に従い，頭書金額に満つるまで」とし，順序付けの１項を，「複数の店舗に預金債権があるときは，本差押命令送達の時点で預金債権額合計の

最も大きな店舗の預金・・・(以下，通例に倣う)」(なお，７日後としたのは，最も混乱が少ないと考えたからである）とすることとした。これにより，上記「時間的接着性」から生じうる金融機関の負担は解消されることになる。[8]

第４　おわりに

改めて言う。民事訴訟制度は，債務名義が実現されるということを前提に運用されており，民事執行手続の実効性が損なわれるときには，民事訴訟制度全体が機能不全に陥る。そして，今まさにそのような状態に立ち至っており，民事訴訟，民事執行に携わる法曹関係者は，すべからく，これを解消することに注力せねばならない。民事司法の運営者が，自らその実効性を矮小化するなど，あってはならないことである。本申立に拠れば，否定説の指摘する不都合を回避して債権執行の実効性を確保することができる。膨大な司法資源を費やして作成される訴訟手続を通じて作成される債務名義が実質的に無効なものとなることが少なくないということが非難され，国民の司法離れの原因となっていることに最も危機感を持つべき民事裁判所が，自らの存在意義を否定するかのような民事執行制度の無力化を後押しするなど，あってはならないことである。

そして，原決定のような誤解に基づく理由付けによってしか本申立を却下することはできないのである。

御庁において，正しく問題意識が共有され，この点を巡る議論の状況，判例の示すところを正解下さり，賢明なご判断を下されることを，強く期待する。

証拠方法

---

8 なお，上記のような将来債権の差押の問題を全く論点として検討する必要もなく，判例が回避しようとする「時間的接着性」の問題をクリアして，「時間的接着性」から生じうる金融機関の負担を解消しつつ強制執行の実を挙げるための方法として，予め第三債務者に次のとおりの差押命令の申立をすることを内容証明郵便で通知した上で，差押債権目録（の柱書き）を，「債務者が第三債務者（平成２６年〇月〇日時点において複数の店舗に預金債権があるときは，同日（営業時間終了時）時点で預金債権額合計の最も大きな店舗扱い）に対して有する下記預金債権のうち，下記に記載する順序に従い，頭書金額に満つるまで」とすることも考えられる（現在申立をしているところである。）。

| | | |
|---|---|---|
| 甲１ | 弁護士照会回答（写し） | １部 |
| 甲２ | 弁護士照会回答（写し） | １部 |

以上

# 当 事 者 目 録

〒[redacted]

抗告人（債権者） [redacted]

（送達場所）

〒１００－００１２　東京都千代田区日比谷公園１－３　市政会館地階

あおい法律事務所

電　話　０３－３５０１－３６００

ＦＡＸ　０３－３５０１－３６０１

債権者代理人弁護士　荒　井　哲　朗（担当）

同　浅　井　淳　子

同　太　田　賢　志

同　佐　藤　顕　子

同　五　反　章　裕

同　見　次　友　浩

同　磯　雄　太　郎

〒[redacted]　東京都[redacted]

相手方（債務者） [redacted]

〒１００－８２１０　東京都千代田区丸の内一丁目３番３号

第　三　債　務　者　株式会社みずほ銀行

上記代表者代表取締役　佐　藤 [redacted]

これは正本である。

平成 26 年 6 月 3 日

東京高等裁判所第１１民事部

裁判所書記官　原　田　英　晃